

答申第249号（諮問第261号）

「病院局総務課職員が刑事訴訟法第239条2項を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容」外14件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、それぞれ別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表（い）欄に記載の内容又は件名の15件の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由をそれぞれ次のとおり付して、請求人に通知した。

（別表項番1、別表項番3ないし15に係る公文書が不存在の理由）

当該請求に係る文書は保有していないため。

（別表項番2に係る公文書が不存在の理由）

請求のあった公文書は作成又は取得もしていないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として、別表（え）欄に記載の年月日付けで審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表各項番に係る弁明書を別表（お）欄に記載の年月日に、請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、別表各項番に係る口頭意見陳述を別表（か）欄に記載の年月日に実施した。

6 審査手続の分離及び併合

本件各審査請求では、別表に記載の本件各処分の他に実施機関が行った処分についても併せて同一の審査請求書において審査請求が行われたが、行政不服審査

法第9条第3項により読み替えて適用する同法第39条に基づき、本件各審査請求に係る審理手続の分離及び併合を行った。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和5年8月7日、本件各審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件各請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

(ア) 別表項番1ないし7及び10に係る審査請求について

怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である職権濫用・威力又は偽計業務妨害及び詐欺の幫助・判例違反・憲法違反（虚偽親告罪・内規違反・逃亡・証拠隠滅）を隠蔽するものであるため。

(イ) 別表項番8、9及び12ないし15に係る審査請求について

原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である職権濫用罪・詐欺罪・偽計及び威力業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものであるため。

(ウ) 別表項番11に係る審査請求について

原処分は怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である職権濫用・威力又は偽計業務妨害罪及び詐欺の幫助・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。また、甲については、「逸失利益」を「遺失利益」と誤記しているため。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) 別表項番1に係る審査請求について

刑事訴訟法第239条第2項を読んだことがあるか。県立病院の職員の不祥事や犯罪を通報しても、告発していない。ニュースでも報道されていないから告発しないことがわかる。

(イ) 別表項番 2 に係る審査請求について

これは人権侵害である。公立病院の看護師が電話を一度も折り返してこない。服務規程か何かで決まっているはずだ。電話を切るとは明らかに判例・法令違反であり、こういった事実行為があるのだから公文書があるはずだ。

(ウ) 別表項番 3 及び 4 に係る審査請求について

〇〇はずる賢い。この女が担当であったことがあるのだが、この女のせいでホームレスになった。課長が変わっても、悪知恵を用いて資料をつくるから何も変わらない。これに〇〇看護師が手を貸していて、私が相続した荷物を勝手に運び込み、おかげで相続が非常に難しくなった。2 億円というのは、弁護士費用に換算した際の私の努力である。こういうことをやっているのだから公文書が存在するはずである。

(エ) 別表項番 5 に係る審査請求について

行政不服審査法 5 2 条は行政庁だけを拘束する。裁決をして終わりでは、行政不服審査法 5 2 条違反をやってもいい、やらなくてはならない。内規を守らなくてよい、守ってはならないという開示請求の意味がない。

(オ) 別表項番 7 に係る審査請求について

VDS が何を指すのか、私は大学生の時にドイツ語を学んだ。だから VDS の意味が分かる。英語の心得がある者がいたとしてもドイツ語の分かる患者がいるとは思わなかったのでしょうか。日本の法律は 3 つの法律が 1 つになっている。

(カ) 別表項番 8 及び 9 に係る審査請求について

日本の看護学校ではナイチンゲール誓詞を誓わないといけない。なぜそんなことを知っているかという、エホバの証人の熱狂的な信者が、退校式の際にナイチンゲール誓詞を誓わず、私が尽くすのは神だけだと言って卒業が取り消されたことがあるからだ。それだけ厳しいのに、看護師が誓っていないわけがない。〇〇師長は患者に尽くしているが、ほかの看護師は違う。

(キ) 別表項番 10 に係る審査請求について

公共番組とは NHK のことだが、番組の中で「病気になったのはあなたが悪いんじゃないのよ、あなたは守られるべき存在なのよ」と言っていたのに、精神医療センターの職員は誰も言わない。

(ク) 別表項番 11 に係る審査請求について

精神医療センターの主治医は不眠に何もしない。弁護士と協力して、この医師がインチキであることを突き止めた。こういったことから不眠に関して 500 万円の逸失利益を払えと言っている。

(ケ) 別表項番 12 に係る審査請求について

裁判所に納める印紙代だけでなく、弁護士に支払う費用を言っている。腕利きの弁護士に頼むと着手金だけでかなりの額になる。それを弁護士に頼めと言っている。また、〇〇はとぼけていたが〇〇という名だと分かった。

(コ) 別表項番 1 3 に係る審査請求について

私は女性警察官からセクハラ被害を受けたのに何もしてもらえなかった。

(サ) 別表項番 1 4 に係る審査請求について

私は精神医療センターの職員が動画投稿サイトにアップロードした動画が削除される前にダウンロードした。

処分庁の職員は、この動画が私に見つかりとすぐに削除した。状況証拠は真っ黒ですぞ。こんなものを実際にアップロードしておいて何を言っているのか。

(シ) 別表項番 1 5 に係る審査請求について

処分庁は私が暴れているという虚偽の通報をして警察に突きだそうとして失敗した。明らかに虚偽申告罪、詐欺罪、業務妨害罪に該当する。私は立件されていない。結局私を逮捕、保護することなく引き上げたが、それだけで済む話ではない。虚偽申告罪という量刑が重い事を知っているか。昔は虚偽の刑事告訴をしないと罪には問われなかったが、今では嘘の通報をするだけで罪に問われるようになった。なぜなら、処分庁のように嘘の通報をする者が多いからです。こんなことをしているのに、潔く自首しているものが処分庁にはいない。これらの行為を実際に行っているのだから文書が存在するはずである。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 別表項番 1、5 及び 6 に係る審査請求について

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条では、職員は法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

イ 地方公務員である実施機関の職員は、法令等を遵守すべき義務があり、今回の開示請求で求めているような内容を認める公文書を作成も取得もすることはない。

(2) 別表項番 2 ないし 4、7 ないし 9、11 及び 13 ないし 15 に係る審査請求について

ア 地方公務員法第 30 条では、サービスの根本基準が定められており、第 32 条では、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。また、第 33 条には、信用失墜行為の禁止が定められ、第 35 条には職務専念義務が定められている。

イ 地方公務員である実施機関の職員は、これら地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回の開示請求に示すような、サービスの根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成または取得することはない。

(3) 別表項番10に係る審査請求について

ア 実施機関の職員は、地方公務員法をはじめとする関係法令や精神保健福祉士の倫理綱領に基づいて職務にあたっており、それらの中に、今回開示請求のあった内容に示されたようなことを言わなくてよい・又は言うてはならないという規定はない。

イ 上記法令等を踏まえて精神保健福祉士は、患者の状況に応じて適切な言葉を掛ける立場にあるため、必要に応じて「病気になったのはあなたが悪いんじゃないのよ、あなたは守られるべき存在なのよ」という言葉を掛けることもあり得る。

ウ したがって、今回請求のあった内容に示されたようなことを言わなくてよい・又は言うてはならないという内容の公文書を作成または取得していない。

(4) 別表項番12に係る審査請求について

ア 開示請求内容のうち前段については、弁護士への相談を助言したことにより当該患者に訴訟費用の負担が発生する場合に実施機関が前払をしなくてもよい・又はしてはならないことを定めているか根拠を求めていると思われるが、訴訟費用については、「民事訴訟費用等に関する法律」により、訴えの提起をした場合などに裁判所に対する手数料などが発生するとされている。職員が患者から相談を受けた場合、内容によっては弁護士などの法律の専門家に直接相談するよう助言する場合はあるが、こうした助言をしたことをもって訴訟費用が発生するものではないので、請求にあるような訴訟費用の前払に関する内容の公文書は作成する必要がなく、作成又は取得していない。

イ 請求のうち後段について、地方公務員法第30条ではサービスの根本基準が定められており、第32条では、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。また、第33条には、信用失墜行為の禁止が定められ、第35条には職務専念義務が定められている。地方公務員である実施機関の職員は、これら地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回の開示請求に示すような、サービスの根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成または取得することはない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件各請求に係る公文書の存否について）

(1) 本件各審査請求について

請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法その他の法令の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

(2) 別表項番1ないし3、5及び6に係る審査請求について

ア 公文書の特定について

- (ア) 別表項番1については、その請求内容から、病院局総務課の職員が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に従わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。
- (イ) 別表項番2については、その請求内容から、心臓血管センターの職員が、群馬県の内規や判例に従わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。
- (ウ) 別表項番3については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第38条や群馬県の内規に従わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。
- (エ) 別表項番5については、その請求内容から、病院局総務課の職員が、行政不服審査法第52条に従わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。
- (オ) 別表項番6については、その請求内容から、病院局総務課の職員が、群馬県の内規に従わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。

ウ 地方公務員である実施機関の職員は、法令等に従う義務がある。このような義務に反して、実施機関の職員が、刑事訴訟法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、行政不服審査法、群馬県の内規及び判例に従わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番1ないし3、5及び6に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番 1 ないし 3、5 及び 6 に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 別表項番 4 及び 11 に係る審査請求について

ア 別表項番 4 及び 11 については、その請求内容から、精神医療センターの職員が業務に際し県民に逸失利益を生じさせた場合に、賠償を行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 前記(2)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第 32 条により法令等を遵守すべき義務を負う。

また、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条により故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

ウ 地方公務員である実施機関の職員は、法令等に従う義務がある。また、実施機関の職員である精神医療センターの職員が業務を行うに際し県民に逸失利益を生じさせた場合には、民法により賠償する義務を負う場合がある。このような義務に反し精神医療センターの職員が業務を行うに際し県民に逸失利益を生じさせた場合に賠償を行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番 4 及び 11 に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番 4 及び 11 に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(4) 別表項番 7 ないし 9 に係る審査請求について

ア 公文書の特定について

(ア) 別表項番 7 については、その請求内容から、精神医療センターの職員が医療従事者にしか分からない専門用語を用いて県民をだますことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

(イ) 別表項番 8 及び 9 については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、県民にナイチンゲール誓詞を誓っていないとの嘘をつくことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第 33 条により職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行うことは禁止されている。

ウ このような規定に反して、地方公務員である実施機関の職員が職務を行うに際し、県民をだましたり、嘘をついたりすることを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番 7 ないし 9 に係る公文書を作成も取得もしていな

いとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番7ないし9に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(5) 別表項番10に係る審査請求について

ア 別表項番10については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、「病気になったのはあなたが悪いんじゃないのよ、あなたは守られるべき存在なのよ」と言わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 前記(4)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第33条により信用失墜行為が禁止されている。

また、公益社団法人日本精神保健福祉士協会が採択した精神保健福祉士の倫理綱領では、クライアントから信頼を得ることを目的とし、クライアントの基本的な人権を尊重し個人としての尊厳を擁護することをクライアントに対する責務としている。

ウ 「病気になったのはあなたが悪いんじゃないのよ、あなたは守られるべき存在なのよ」との声を精神医療センターの職員が県民にかけることは、クライアントから信頼を得たり、クライアントの基本的な人権を尊重し個人としての尊厳を擁護することとなり、精神保健福祉士の倫理綱領に沿うものである。

エ 地方公務員である実施機関の職員は、信用失墜行為が禁止されている。また、精神保健福祉士である精神医療センターの職員は職務を行うに際し精神保健福祉士の倫理綱領に沿うよう期待されている。このような義務や期待に反して、精神医療センターの精神保健福祉士である職員が職務を行うに際し、精神保健福祉士の倫理綱領に沿わないことは信用を失墜させるものであり、このようなことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番10に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ したがって、別表項番10に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(6) 別表項番12に係る審査請求について

ア 別表項番12前段については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、自身が行うべき業務を行わず、県民に自ら弁護士に依頼してその業務を行わせるよう言い放った場合に、必要な費用を支払わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

後段については、その請求内容から、精神医療センターの職員が業務に際し県民に逸失利益を生じさせた場合に、賠償を行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 前記（２）イ及び（４）イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第３２条により法令等を遵守すべき義務を負うとともに、同法第３３条の規定により、職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行うことは禁止されている。

また、前記（３）イで述べたとおり、民法第７０９条は不法行為による損害賠償を定めている。

ウ 地方公務員である精神医療センターの職員は、信用失墜行為が禁止されている。精神医療センターの職員が、自身が行うべき業務を行わず、県民に自ら弁護士に依頼してその業務を行わせるよう言い放つことはその職の信用を失墜させるものであり、このような場合の費用負担について定める内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

また、地方公務員である実施機関の職員は、法令等に従う義務がある。実施機関の職員である精神医療センターの職員が業務を行うに際し県民に逸失利益を生じさせた場合には、民法により賠償する義務を負う場合がある。このような義務に反し精神医療センターの職員が業務を行うに際し県民に逸失利益を生じさせた場合に賠償を行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番１２に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番１２に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

（７）別表項番１３に係る審査請求について

ア 別表項番１３については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、県民からのセクハラ被害の相談に対応せず放置することを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第３０条により、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないサービスの根本基準が定められている。

また、前記（４）イで述べたとおり、同法第３３条により職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行うことは禁止されている。

ウ 地方公務員である実施機関の職員は、信用失墜行為が禁止されており、このような義務に反して、実施機関の職員が県民からのセクハラ被害の相談に

対応せず放置して信用を失墜させることを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番 1 3 に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番 1 3 に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(8) 別表項番 1 4 に係る審査請求について

ア 別表項番 1 4 前段については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、成人指定の動画を投稿サイトにアップロードして報酬を得ることを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

後段については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、成人指定の動画を投稿サイトにアップロードして報酬を得たことが他人に見つかった場合に、責任を問われないよう証拠を隠滅することを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第 38 条第 1 項により、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないとされている。

また、営利企業等の従事制限に関する規則（平成 27 年 3 月 31 日人事委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 号では、職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合等を除き、地方公務員法第 38 条第 1 項の許可をすることができるかとされている。

ウ 地方公務員である精神医療センターの職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て事業若しくは事務に従事することが禁止されている。そして、成人指定の動画を投稿サイトにアップロードして報酬を得ることは職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがあるため、任命権者の許可が受けられるとは通常想定し難い。このため、精神医療センターの職員が、成人指定の動画を投稿サイトにアップロードして報酬を得るといふ地方公務員法の趣旨に反することを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

また、精神医療センターの職員が、任命権者の許可を受けずに報酬を得て事業若しくは事務に従事したことが他人に見つかった場合に、責任を問われないよう証拠を隠滅することを是認又は義務付けることは、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て事業若しくは事務に従事することを禁止した地方公務員法の趣旨に反するものであり、このような内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番 1 4 に係る公文書を作成も取得もしていないと

の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番 1 4 に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(9) 別表項番 1 5 に係る審査請求について

ア 別表項番 1 5 については、その請求内容から、精神医療センターの職員が、刑法に定める罪を犯した場合に自首しないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 前記(4)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第 3 3 条の規定により、職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行うことは禁止されている。

また、刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号)第 4 2 条では、罪を犯した者が自ら捜査機関に対して自発的に自己の犯罪事実を申告して自首できるとしている。

ウ 地方公務員である精神医療センターの職員は、信用失墜行為が禁止されていることから、刑法に違反する行為を行った際に自己の犯罪事実を申告しないことを是認又は義務付けることは、県民の一般的な期待に反しその職の信用を失墜させるものであり、このような内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番 1 5 に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番 1 5 に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 8 月 7 日	諮問
令和 5 年 8 月 23 日 (第 94 回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 6 年 1 月 18 日 (第 96 回 第一部会)	審議
令和 6 年 3 月 14 日	答申

項番	(あ) 開示請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 審査請求年月日	(お) 弁明書送付	(か) 口頭意見陳述
1	令和2年5月28日	病院局総務課職員が刑事訴訟法第239条2項を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容	令和2年6月11日	令和2年7月1日	令和2年8月21日	令和4年9月8日
2	令和2年5月17日	県立心臓血管センター職員が群馬県内規違反・判例違反をやってよい・又はやらなくてはならない、という内容	令和2年5月29日	令和2年7月1日	令和2年8月28日	令和5年3月9日
3	令和2年5月9日	県立精神医療センター(以下甲という)の医療福祉課課長が〇〇になってからも嘱託に退いた〇〇が甲の職員に悪質な指示を出し、甲職員組織ぐるみで精神保健福祉法38条違反や内規違反を行ってよい・又は行わなければならない、という内容	令和2年5月22日	令和2年7月1日	令和2年8月18日	令和4年10月27日
4	令和2年5月9日	県立精神医療センター(以下甲という)〇〇看護職員(以下乙という)が精神保健福祉法38条違反に手を貸し、それによって生じた甲の患者(以下丙という)の逸失利益2億円を乙が丙に支払わなくてよい・又は支払ってはならない、という内容	令和2年5月22日	令和2年7月1日	令和2年8月18日	令和4年10月27日
5	令和2年9月2日	病院局総務課職員が行政不服審査法第52条違反をやってもいい・又はやらなくてはならない、という内容	令和2年9月7日	令和2年9月17日	令和2年10月12日	令和4年9月8日
6	令和2年9月8日	病院局総務課職員が群馬県内規を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容	令和2年9月10日	令和2年9月17日	令和2年10月12日	令和4年9月8日
7	令和2年9月2日	県立精神医療センター職員(以下甲という)が医療従事者にしかわからない略語(VDS、保助看法等)を甲の患者(以下乙という)に用いて甲が乙を騙してよい・又は騙さなければならない、という内容	令和2年9月11日	令和2年9月17日	令和2年10月23日	令和4年10月27日
8	令和2年12月3日	日本の看護学校は、ナイチンゲール誓詞(以下甲という)を誓わないと入学できないのに、県立精神医療センター(以下乙という)の看護職員は甲の中にある自身に都合の悪い部分を実行したくないため甲を誓っていないと乙の患者に嘘をついてよい・又はつかなくてはならない、という内容	令和2年12月10日	令和3年1月22日	令和3年3月2日	令和4年10月27日
9	令和2年12月2日	日本の看護学校は、ナイチンゲール誓詞(以下甲という)を誓わないと入学できないのに、県立精神医療センター(以下乙という)の看護職員は甲の中にある「患者に尽くし」を実行したくないため甲を誓っていないと乙の患者に嘘をついてよい・又はつかなくてはならない、という内容	令和2年12月10日	令和3年1月22日	令和3年3月2日	令和4年10月27日
10	令和3年2月2日	公共番組で、精神保健福祉士の模範的な患者に対する接し方として、「病気になるのはあなたが悪いんじゃないのよ、あなたは守られるべき存在なのよ」と声をかけると放送したにも関わらず、県立精神医療センター(以下甲という)の精神保健福祉士職員は、甲の患者に前述の模範と同義のことを言わなくてよい・又は言ってはならない、という内容。	令和3年2月15日	令和3年3月31日	令和3年7月28日	令和4年10月27日
11	令和3年4月12日	県立精神医療センター(以下甲という)の医師職員(以下乙という)により甲の患者(以下丙という)に発生した逸失利益500万円を、乙が丙に支払わなくてよい・又は支払ってはならない、という内容	令和3年4月22日	令和3年6月1日	令和3年7月28日	令和4年10月27日
12	令和3年7月2日	県立精神医療センター(以下甲という)職員が、自身の本来の業務をせず、甲の患者(以下乙という)に弁護士に頼めと言いついておいて、その訴訟費用を前払いしなくてもよい・又はしてはならない、及び、甲の〇〇看護職員が、散々とぼけたりわからないふりをしておいて、それによって生じた乙の逸失利益2億円を、乙に支払わなくてよい・又は支払ってはならない、という内容。	令和3年7月13日	令和3年8月5日	令和3年12月6日	令和4年10月27日
13	令和3年11月12日	県立精神医療センター(以下甲という)職員(以下乙という)が、異性の警察官からセクハラ被害にあっている甲の患者(以下丙という)から相談があっても、乙が精神保健福祉法第38条の違反をして丙に係る当該セクハラ事案を放置してよい・またはしななければならない、という内容。	令和3年11月24日	令和3年12月14日	令和4年2月1日	令和4年10月27日
14	令和3年11月12日	県立精神医療センター(以下甲という)職員(以下乙という)が、こともあろうに成人指定の動画を動画投稿サイトにアップロードして、そのサイトから乙が巨額の報酬を得てもよい・または得なければならない、又、本件事案が甲の患者(以下丙という)に見つかったと、乙は単にそのサイトの動画やアカウントを削除するだけで、丙に乙の本件事案のいかなる責任をも誤魔化してもよい・または誤魔化さなければならない、という内容。	令和3年11月24日	令和3年12月14日	令和4年2月1日	令和4年10月27日
15	令和3年11月25日	県立精神医療センター職員が、虚偽申告罪・詐欺罪・業務妨害罪等を犯しておいて、それらの犯罪の被害者に勝手にしろと言いつつだけで、深く捜査機関に自首しなくてもよい・又はしてはならない、という内容	令和3年12月6日	令和3年12月14日	令和4年2月1日	令和4年10月27日